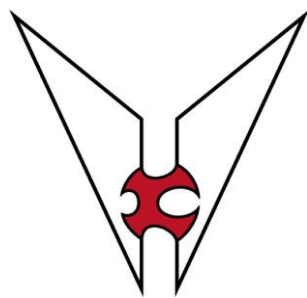


保存版

横浜市立釜利谷東小学校

PTA 規約



* 釜利谷東小学校在校中は、ご自宅で保管をお願い致します。

横浜市立釜利谷東小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 この会は横浜市立釜利谷東小学校PTAと称し、事務局を釜利谷東小学校内に置く。

第2章 目 的

第2条 この会は次の事項を目的とする。

- 1 家庭と学校の連携を密にし、児童の心身の健全な発達をはかる。
- 2 会員の教養の向上と会員相互の親睦をはかる。
- 3 学校ならびに地域の教育環境の向上と社会教育の振興につとめる。

第3章 方 針

第3条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 児童ならびに青少年の健全な育成活動をする他の団体や機関との連携をはかる。
- 2 特定の政党や宗教・思想にかたよることなく、また営利を目的とする活動は行わない。
- 3 この会及びこの会の役員は、会の目的以外の事項を目的とする個人または団体とは関与しない。
- 4 学校の人事や経営面には関与しない。

第4章 会 員

第4条 この会の会員は次の通りとする。

- 1 本校在籍児童の父母、またはこれに代わる者、ならびに本校の校長・教職員とする。

第5条 会員はすべて平等の義務と権利を持つ。

第5章 会 計

第6条 この会の経費は会員の会費によってまかなう。

第7条 会費は一世帯 月額250円とする。

第8条 この会の経費の執行は総会で承認された予算に基づいて行われ、その決算は会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第9条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。

第6章 役 員

第10条 この会の役員は次の通りとする。

1 会 長	1名	(父母)
2 副会長	2名	(父母2名)
3 会 計	1名	(父母1名・教職員1名)
4 書 記	1名	(父母1名・教職員1名)

第11条 役員を選出は次の手続きによって行われる。

1 役員を選出は次の構成による役員候補者選出委員会（以下選出委員会という）を設けて候補者を選考し、総会で承認を得る。ただし、選出委員は役員候補者には当てられない。

1 選出委員	全校より10名程度
2 実行委員	1名
3 教職員	2名

2 選出委員で選考した者以外に候補者のある時は、20名以上の連署をもって選出委員会に申し出ることができる。ただし、この場合は総会7日前までに申し出なければならない。

3 役員に対立候補者がある場合は、総会において選出された議長の進行によって投票により選出する。

第12条 選出委員会は総会の10日前までに役員候補者氏名を全会員に公示しなければならない。

第13条 選出委員会の正副委員長各1名は、委員の互選によって定める。

第14条 役員の職務は次の通りとする。

- 1 会長 この会のすべての代表として会務を統括し、総会・役員会・実行委員会の召集ならびに各種委員会の正副委員長の委嘱を行う。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長不在の時は職務を代行する。
- 3 書記 総会・役員会・実行委員会等の会務のすべての記録をし、会の通知・連絡を担当する。
- 4 会計 総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、5月総会において会計監査を経た会計報告をする。
- 5 役員はこの会の他の職務と兼任できない。

第15条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、同一職の継続は3年迄とする。教職員の任期は例外とする。

会長職を1年任務した場合、すべての兄弟・姉妹分について本部役員、PTA委員を免除する。

PTA本部役員を2年任務した場合、すべての兄弟・姉妹分について本部役員、PTA委員を免除する。

第16条 役員に欠員が生じた場合は、実行委員会が速やかに補充選出を行い、全会員に報告する。なお、任期は前任者の残存期間とする。

第7章 会計監査委員

第17条 この会の会計を監査するため、2名の会計監査委員を置く。

第18条 会計監査委員の選出は、役員選出と同じく選出委員会が会員の中から2名の候補者を推薦し、総会で承認を得る。ただし、役員とは兼任できない。

第19条 会計監査委員候補者氏名は総会の10日前までに全会員に公示しなければならない。

第20条 会計監査委員は随時会計の監査にあたり、総会で監査報告をする。

第21条 会計監査委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、2年迄とする。

第8章 総 会

第22条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。

第23条 総会は委任状・承認書を含めて会員数（但し、一世帯より代表者一名）の過半数をもって成立する。

第24条 総会は会長が招集する。ただし、実行委員会が必要と認めた場合または、会員の10分の1以上の要求があった場合には総会を招集しなければならない。

第25条 定期総会は次の通りとする。

- 1 5月総会 前年度決算報告書ならびに本年度予算案の審議承認
会務報告ならびに各種委員会活動計画の承認
- 2 3月総会 次年度役員ならびに会計監査委員の選出承認

第26条 総会の議決は会員数の過半数をもって成立する。

第9章 実行委員会

第27条 実行委員会は、役員・各種委員会の正副委員長・校長・副校長をもって構成する。ただし、臨時に特別委員会を設置する時は、その正副委員長が加わることがある。

第28条 実行委員会の任務は次の通りとする。

- 1 各種委員会で立案された事業計画を審議検討する。
- 2 予算案の作成、決議の審議をする。
- 3 総会に提出する報告書を作成する。
- 4 その他、全会員に委任された事務を処理する。

第29条 実行委員会は原則として毎月1回の定例会を開く。ただし、必要に応じて臨時に会を開くことができる。

第30条 実行委員会の成立は、委員の2分の1以上の出席を必要とし、議案の決定は出席者の過半数の賛成を得なければならない。

第10章 各種委員会

第31条 各種委員会として、広報・選出の2委員会を置く。ただし、必要が生じたときには臨時に特別委員会を置くことができる。

第32条 各種委員会の選出・分属は次の通りとする。

- 1 全校より広報・選出の各委員10名程度を選出する。
- 2 各委員会の正副委員長各1名は、委員の互選により定める。
- 3 教職員は何れかの委員会に所属する。

第33条 各種委員会の活動目的は次の通りとする。

- 1 広報委員会
P T A会報その他の公報を発行し、情報の伝達をはかる。
- 2 選出委員会
次年度の役員の選出を行う。
- 3 各種講演会・講習会は、内容に応じて運営委員会ならびに各委員会の共催とする。

第34条 各種委員会は原則として毎月1回の定例会を開き、活動の連絡調整をとり内容の運営をはかる。また、必要に応じて臨時に会を開くことができる。

第35条 各種委員会の任期は1年とし、再任を妨げない。

第36条 校長は学校経営上ならびに教育上、各種委員会に出席して意見を述べるができる。

第11章 個人情報保護

第37条 この会が取得・保有する個人情報は、会員個人の権利・利益を保護するため、適正に管理する。

第38条 個人情報は、活動の円滑な運営をはかるために使用するものとし、みだりに他人に提供しない。ただし、相互の同意がある場合はその限りではない。

第39条 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄することとする。

第12章 改正

第40条 本規約の改正は総会において会員数の過半数の賛成がなければ決定することができない。

第41条 前条の改正案は少なくとも総会の1週間前までに全会員に示さなければならない。

第13章 細則

第42条 本会の運営に関する必要な細則は、本規約に、反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て定めることができる。

第43条 実行委員会において細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第14章 付則

第44条 本規約は、昭和58年 3月11日より施行する。

本規約は、昭和59年 3月13日一部改正施行する。

本規約は、平成 4年 3月16日一部改正施行する。

本規約は、平成 6年 3月15日一部改正施行する。

本規約は、平成 7年 3月12日一部改正施行する。

本規約は、平成 9年 3月11日一部改正施行する。

本規約は、平成12年 3月10日一部改正施行する。

本規約は、平成15年 3月11日一部改正施行する。

本規約は、平成15年 9月30日一部改正施行する。

本規約は、平成19年 3月 8日一部改正施行する。

本規約は、平成22年 3月10日一部改正施行する。

本規約は、平成30年 3月 2日一部改正施行する。

本規約は、平成31年 2月28日一部改正施行する。

本規約は、令和 3年 3月 5日一部改正施行する。

本規約は、令和 4年 5月20日一部改正施行する。

本規約は、令和 6年 2月29日一部改正施行する。

本規約は、令和 7年 1月24日一部改正施行する。

横浜市立釜利谷東小学校 P T A 慶弔規定（内規）

第 1 条 目的

- 1 本規定（内規）は、釜利谷東小学校の児童ならびに P T A 会員（教職員を含む）の福祉厚生と相互の人間関係の結びつきをはかることを目的とする。

第 2 条 弔事

- 1 児童が死亡した時は、金 5 0 0 0 円の香典と生花を供える。
- 2 会員が死亡した時は、金 5 0 0 0 円の香典と生花を供える。
- 3 教職員の配偶者または子女が死亡した時は、金 5 0 0 0 円の香典と生花を供える。
- 4 特別の場合は、その都度協議して決める。

第 3 条 傷病見舞

- 1 会員が不慮の災難にあった場合は、役員会で協議して意を表す。

付 記

- 1 児童・会員の慶弔に対しては、各学級単位の父母による祝金または弔慰金を贈る行為は一切行わない。また、慶弔の意は表すときは、役員が代表して行う。
- 2 本規定（内規）を改訂する場合は、実行委員会で協議して決める。
- 3 本規定（内規）は、昭和 5 8 年 7 月 2 日より適用する。
昭和 6 1 年 一部改正適用する。
平成 7 年 5 月 1 0 日一部改正適用する。
平成 9 年 3 月 1 2 日一部改正適用する。
平成 1 1 年 7 月 7 日一部改正適用する。
平成 1 5 年 3 月 1 1 日一部改正適用する。
令和 7 年 7 月 3 日一部改正適用する。